

堺市上下水道事業懇話会（第2回） 議事概要

1 開催日 令和5年7月25日（火曜日）午後1時30分から午後3時02分まで

2 場 所 堺市上下水道局本庁舎 災害対策会議室A・B

3 出席者 ○委員（構成員）（敬称略 五十音順）

川原 尚子

北詰 恵一

畑山 満則

○堺市

上下水道事業管理者 森 功一

上下水道局次長 幸田 省吾

上下水道局理事兼経営企画室長 中塚 肇

下水道管路部長 島原 勝利

下水道施設部長 架場 雅志

ほか11名

○その他

一般傍聴者 0名

報道関係者 3名

4 議事概要

次第 1-(1) 構成員の紹介

次第 1-(2) 開催における注意事項

次第 1-(3) 配付資料の確認

次第 2 議事 (1) 令和 3 年度及び令和 4 年度に施工した水道工事に係る不適切事案への対応【説明】

議事 (2) 第 1 回懇話会意見を受けた対応【説明】

議事 (3) 議事 (1)、(2) に対する意見交換、質疑応答

(畑山委員)

議事 (1) に関して、不適切事案に関して 3 点問題があったかと思う。1 点目は不正な割増係数の使用、2 点目は A さんへの便宜、3 点目は公文書公開請求に対する必要以上の黒塗りについて。

1 点目と 2 点目については、クリティカルな問題であり、対応いただいていることかと思うが、3 点目については、何らかの対応の必要があると思われる。

調査報告書を確認すると、A さんにホテルを案内するなど便宜を図ったことについて、黒塗りすることで隠蔽したことが問題とされているが、不正割増係数については、黒塗りされたものであったのか。また今後の対応はどのように考えているか。

(経営マネジメント担当課長)

本件については、3 月下旬に週刊文春に記事が掲載された以前に、1 月末に行われた公文書公開請求時に黒塗りしたものと示したものである。

この請求では、浅香山の工事の他、10 本の工事に関する現場記録簿や監督資料等の請求であった。その際、ホテルに関する記載があった協議録について、ホテルを確保したことが公になると望ましくないという観点で黒塗りしたものと現場からのヒアリングで聞き取っている。

その時点では、割増係数に関する情報は公開した資料の中には含まれていない。

公文書公開請求の制度は、市民の皆様に対して市政の透明性を確保する重要な制度であり、必要以上に公開資料を黒塗りすることは、制度の根幹を揺るがす由々しき問題であると考えている。

局職員全体がその重要性や制度のあるべき姿を認識し、また、決裁をする管理職がその趣旨を踏まえて確認する必要がある。今後、意識改革に取り組み、市民の皆様には正しい情報を共有することができるよう、7 月 14 日に設置した組織改革推進委員会の中でもその方向性を示したところである。

(畑山委員)

「必要以上」という部分が重要である。必要以上にやらなければならないのは、内部的に問題を抱えている事実を認識している状態であったことを意味する。今後、このような必要以上の対応を取らないでよいように、ガバナンスの強化を図って欲しい。

(川原委員)

議事(1)に関して、7月14日に組織改革等推進委員会を立ち上げられたということで、再発防止に向けて、一步前進したものと伺え、非常に有用な委員会を作っていたかと思う。

そこで、この会議のメンバー、目的、会議体としての成果の取扱いについてお尋ねしたい。

また、委員会の開催時期は定期か不定期か、期限付きなのか教えて頂きたい。

(上下水道事業管理者)

まず、組織改革等推進委員会について、この会議の目的については、この度の工事事案で明らかになった不適切な職務遂行が起きた原因や問題点を検証し、徹底した組織改革のもと公正公平な職務遂行を確保することが目的である。

委員長は私が務め、副委員長は局次長が務めることとしており、全部長級を会議のメンバーとしている。また、本案件は水道部で発生したが、部会員の課長級についても水道部の課長に留まらず、各部から関係する課長を幅広く参加させている。

組織全体のガバナンスを高めるという課題があるが、本委員会では、こういった事案を防ぐための業務体制の構築、管理職を含めた職員の意識の改革、仕事環境の整備の3つの目的に併せて、専門部会を置いて、その配下に詳細なワーキンググループを設置し進めていく。

期限は定めていないが、1つの区切りとして10月末までに、委員会として対策の方向性を示し、速やかに取り組む。すぐに実施できるものは、10月末を待たずに取り組んでいく。これを踏まえた予算編成や組織の見直しについても、来年度に向けて実施していく。

(川原委員)

一般的に不祥事と呼ばれるものが経営組織体で起きた場合、民間企業などでは第三者委員会を設け、不祥事の原因を究明し今後の対応について意見を取りまとめている事例が多い。

このような場合に、第三者組織の方が入っているかどうかで区分され、入っていない場合は内部の委員会であると区分される。

今回の場合、第三者委員会というよりは、局内の組織体であるということになるかと思う。内部委員会による議論で効果のある改革や意識改革がどの程度可能になるのか。また、外部委員会での実施という手法も取り得たかと思うがいかがか。

(上下水道事業管理者)

本委員会での検討結果については全て公開し、説明責任を果たすことが大原則であると考えている。検討した改革内容が今回生じた事案に対して適正な改革の方向性を示しているか、利用者の皆さまの評価を受けていくこととなる。

また、第三者委員会について、設置目的の一つは、事実関係が適切に究明されているかである。この点については、局として確認し得る資料を全て調査し、今回6月30日に公表した調査結果報告書にまとめたものである。局の資料が外部の報道機関に提供されている中で、局の状況を把握している報道機関からも、本件についてはきっちりと調査されているものと受け止めていただいたと思う。

事実究明のための第三者委員会は設けないが、現時点で局として把握すべきものは全て把握し公開したと考えている。ただし、今回はあくあまで6月30日までのもので、今後の対応策の

検討と併せて引き続き調査を実施したい。現在、全職員を対象としたアンケートも実施しているところであり、このような取組から得られた情報を含め、外部に対して説明責任を果たしていく所存である。

(北詰委員)

議事(1)について、7月14日に組織改革等推進委員会を設置したとのことであるが、弁護士への相談は行ったか。

(上下水道事業管理者)

市の相談弁護士に、これまでの経過を相談し、事実関係を整理しながら取組を進めている。

(北詰委員)

弁護士に相談するまでの局の認識や判断と、相談後に法律的な判断について弁護士からサジェッションを頂いた中で行った判断や認識で変わったところがあるか。

全てを答えて頂くときがないので、1点ほど代表的な例をご説明いただければと思う。

(上下水道事業管理者)

工事費の積算にあたっての労務費単価について、国の基準である補正割増し係数については、例外措置が定められている。基準に該当しない場合は、違った基準を定めることができるというものである。当時の積算担当者は、この例外措置の適用が可能であると考えていた。

この割増係数の基準については、4時間から7時間の施工であれば係数は1.14とされている。例えば5時間の場合、4時間から7時間の間に入っているが、1.14の係数を使用しなければ直ちに不適切になるものではなく、そこは判断のポイントとなる。

この点、基準外の係数を使ったことが則ち違法・不正となるものではないとの見解は、弁護士の先生からサジェッションを頂いた箇所となる。

ただし、係数を1.6とした場合にも、いかに客観性・合理性があるのか、組織内での合意形成、意思確認が得られた措置であったのかという点が論点である。そこを検証した結果、適切な合意形成がなされていなかった、また、合理的な判断材料が準備されていなかったということである。

(北詰委員)

私の認識もその通りである。客観性・合理性をもって、組織的な意思決定プロセスに基づき判断されたかが、極めて重要であると考えている

判断が基準に基づくものなのか、部署内で決められたルールに則ったものなのか、そうでなくても客観性・合理性についてファクトに基づき説明できるものなのかが重要である。

仮に同じような事例が生じた場合、現場の方々や管理職のガバナンスの範囲内で、市民や利用者に対して最も効果的になるような判断を取っていくことが重要であり、その辺りの訓練や考え方の整理を今後も内部で検証していく必要があると思われる。

一方で、国の基準であり、何らかの判断のもと決定している。国として基準は定めるが、その数字を強制するものではなく、現場で柔軟に対応いただきたいという考えだと思われる。国の基準はどこまで守るべきものなのかについては、確認いただいた方が良いと思う。

国の基準に基づき、組織の判断基準を設け、その意思決定プロセスを積み上げていくことができれば良いと考える。

本件については、情報公開を進め、第三者に対しても説明責任を果たしていくとのことであった。3名の委員が懇話会意見を申し上げているため、今後の対応を検討する委員会で本日の意見を共有いただき、実効性が確保されることを切に要望させていただく。

(畑山委員)

議事2について、懇話会意見を受けた対応に関しては、③と④の内容について前回私から意見させていただいた。

③の経営指標の望ましい方向への意見は、今すぐ具体化していただきたいというものでなく将来的な取組として踏まえて頂きたいという視点で意見させていただいた。ただ、堺環境戦略や地球温暖化計画に基づくカーボンハーフやカーボンニュートラルを踏まえて取り組んでいくことを記載いただいたことは良かったと思う。

④については議論が必要ではないかということで指摘させていただいた。家原寺配水場の配水池更新工事について、工期の問題はあるとしても他の項目が良くできていたので総合的判断してA評価としたことは問題ないと感じている。

(川原委員)

議事2について、前回コメントさせていただいた⑥の部分にご対応いただいた。

今回、動力費、燃料費の高騰に対して書きぶりを充実させていただくことで、内容が良く分かるようになった点について高く評価したい。経営診断書P.73のところで、B評価に変えられたということであった。評価の理由としても、水道事業では約0.2億円、下水道事業では約3.8億円の影響ということをお示しいただいたことで、経営リスクの面では下水道事業への影響が大きく、市民の皆様からも下水道事業特有の性質が読み取れる記述となった。

また、当初予算に見込んでいない突発的な影響であったと記述いただいたことに加え、経営改善の取組を続けており、効果も発現していることが資料9-(2)の5項目12の取組の中で、水道、下水道事業においてそれぞれ精緻に積算されている。

一部の項目については、事前に個別に質問させていただいて、適切にエビデンスを持ってご回答いただけた。

この項の書きぶりが充実したことに加え、効果の面でも水道・下水道事業それぞれで、沢山の効果を上げられたことは皆さんの経営努力の成果であり、市民の皆様の理解を得られると思うので、引き続き、これらの取組を続けていただきたいと思う。

(北詰委員)

議事2について、2点申し上げたい。

1点目は①と②に関することであるが、①については、次年度から新たな仕組みを構築するとされているが、厳格に長期的トレンドと短期の影響を分けていただく必要はなく、長期と短期の影響をミスリードしないようにしていただきたいという趣旨で意見を申し上げた。

②についてもこのような対応で良いとも思うが、私として堺市の上下水道事業は、全国のフロントランナーであって欲しいという思いがある。堺市の特徴が出るようなフロントランナーであってほしいという趣旨である。

2点目に、⑤について、資料9-(2)をご用意いただいた。資料としては細かいものであるが、1つ1つの皆さんの取組が効果として項目と数値で直接見えるようになることは、日々の業務のインセンティブややる気に直結すると思われるため、効果額を作り出すことの狙いとして持っておいて欲しい。

自分たちの努力がこのような形で、効果として発現するということが、則ち自分の行動とアウトカムの直結性を作っていただくことで皆様方のインセンティブに繋げていただきたい。

次第2 議事(4) 全体を通じた意見交換、質疑応答

(北詰委員)

1点目に、現在上下水道事業を取り巻く環境は物価高騰を始めかなり厳しい状態であり、その変化を読みづらい状況にある。もちろん、中長期的な経営計画の策定にあたり判断した上で、適切にご対応いただいているかと思う。ただし、状況の変化は期間としても1年より短い時間で、変動量も想定よりも大きくなる可能性もある。経営診断の枠組みを超えた状況が発生した際に、どのように対応するのか。また、その対応を経営診断書等の書面でどのように報告いただけるのかについて確認したい。

2点目に、国の法律や所管省庁が変わるなど、国政面での変化もあるかと思う。水道の所管省庁が変わることに対して、お考えをお持ちであれば、お伺いしたい。

(上下水道局理事兼経営企画室長)

1点目のご質問について回答する。

上下水道局では、毎年度、単年度実施計画を元に事業を行っているが、それ以外にも毎月末に経営幹部会議を開催し、その中で経営レポートとして、1か月単位の給水収益の状況や、営業収益の月次推移など収入・支出を含む状況を担当者から幹部に報告している。

現在は、4~6月の実績の前年度比較やコロナ前の令和元年度との比較を行いながら、収支のチェックを行っている。万が一、計画以上に収入の減があった場合は、原因を究明し、対応が困難なものについては、支出削減の取組を実施するなどの判断を会議の中で決定し、局全体に周知している。

このように収入の状況に応じた支出に係る取組の調整や、次年度予算への反映を行う中で、年度内の収支ギャップにも対応できると考えている。

(経営マネジメント担当課長)

2点目のご質問について回答する。

国レベルでの変化という点では、水道行政が厚労省から国土交通省と環境省に移管される。これに伴う国庫補助のメニューの充実を期待しており、国への要望を強化したいと考えている。

具体的には、国土交通省が一体的に管路等の維持管理を所管していくということで、老朽化や災害対策に係る補助制度についても情報収集しながら適切な対応がとれるように注視していきたい。

(上下水道事業管理者)

水道については、従来ほとんど国費の支援が無かった。下水道事業については、毎年国要望を実施しているため、水道事業でもこれに併せて、令和6年度予算編成に向けて、水道の耐震化事業に対する補助金を最重点の要望メニューとして位置付けて要望することとした。

もう一つ我々が注目しなければならないのは、公営企業の所管省庁である総務省と国土交通省の動きである。特にウォーターPPPとして包括的民間委託を積極的に進めようという動きがある。現在、我々は包括的民間委託を積極的に進めているが、更なる推進に向けて、国庫補助メニュー化していく等の動きも出ているため、積極的に取り組むことができるよう、情報収集にあたっている。

(北詰委員)

国の最大の関心事は全国的な事業の課題解消にある。とりわけ厳しい状況にある事業体の課題をどのように解消するかが問題となっている。その点では、堺市の事業運営はうまくいっている方である。堺市の状況を国に伝え要望していくことになると思うが、全国の状況を踏まえてバランスが取れた要望をして欲しい。

次第3-(1) 経営分析の意見発表

(川原委員)

[経営分析全体に関すること]

経営分析による経営状況の評価と客観性・透明性の確保に継続的に取り組まれていることは、非常に高く評価できる。

特に、昨年と比較して経営環境に対する評価を充実させた点、今後の方向性の中で中長期的な方向性と具体策を示せていた点、経営診断書P.99やP.100などで経営を取り巻くリスクを示せていた点も良かった。

この取組を継続することで上下水道事業としての説明責任を引き続き果たしていただきたい。

また、分析に使用する経営指標の選定や、各経営指標の望ましい方向性について改めて局内で検討するとのことであった。懇話会委員の中からも経営面のみならず、環境貢献などの社会的要請や利用者ニーズの面から多角的に検討いただきたいという意見があった。より良い資料としていただくことを切に希望する。

[経営分析の指標に関すること]

令和4年度の分析において、動力費の増加などの経営悪化要因が挙げられていた。人口減少などの影響もあるため、将来的な純損失の計上が見込まれる。そのため、いずれは料金を値上げしなければならない時期が来るものと思われる。

特に動力費の高騰や金利の上昇の問題は一時的なものかが分からず、先行きが不透明である。また、一過性の問題かも分からず、今後継続することもあり得る。外部環境であるためすべてを自助努力で解消することは難しいが、経営改善に鋭意取り組んでいただき、その影響を少しでも緩和・吸収していただきたい。

また、このような外部環境の影響に対し、資料9-(2)で個別にご説明いただいているが、自助努力がどの程度寄与したのかをお示しいただき、近い将来、料金値上げが予想できるため、より説明責任を果たせるように取り組んでいただきたい。

収益性の項目、安定性の項目については、短期、中長期の影響を分けて要因分析をという意見もあった。人口減少などの中長期的なトレンドが与える影響と、動力費の高騰など短期的な影響を分けて評価できるよう、心がけていただきたい。

〔経営全般に関すること〕

不適切事案への取組については本日のご説明を受け、理解した。今後とも健全な事業運営のために、ガバナンスにおける意識改革や透明性の高い業務遂行に努めていただきたい。その姿勢を維持してほしい。

近い将来、料金改定が避けられない経営状況に鑑み、やはり透明性の高い事業運営は必須。委員会の成果を公表いただき、市民への説明責任に努めていただきたい。

不正リスクは組織体であるゆえに避けがたく、どのような組織にも内在している。リスク軽減に向け経営層の役割をより明確にし、アカウントビリティの意識を強化、また、業務の内部牽制機能を向上させていただきたい。また具体的な不正防止を目的とする研修を新規に導入することも検討していただきたい。

一般的に予算計画遂行と経済性・効率性・効果性の3Eが、特に業務運営上焦点となりがちである。公営企業の特性を、また上下水道事業の特質や個別状況を踏まえて、適法性や衡平性を十分勘案した合規性（準拠性）の高い事業運営を図っていただきたい。公営企業の本旨に立ち返り、準拠性の高い事業運営を望んでいる。

次第 3-(2) 計画評価の意見発表

【安全安心なライフラインの確保】

(畑山委員)

〔安全で安心な水道水〕

水道事業における最も基礎的で、最も重要な項目である、確実な水質監視と水質事故等のリスク管理を徹底し、水質基準不適合率は0.0%であった。

また、継続した取組により計画期間中において0.0%を維持できたことは評価に値する。

〔震災に強いまちの実現〕

配水池の耐震化について、当初工期まで取り戻すことができずマイナス評価を行っているが、工事完了に向けて目途が立ったとのことであるので、今後は計画どおり進捗するよう推進していただきたい。

その他の耐震化工事については、計画以上に実施している。震災発生時に安全で安心なサービスを届けるため、引き続き早期耐震化に取り組んでいただきたい。

〔雨に強いまちの実現〕

古川下水ポンプ場建設工事をはじめ、浸水危険解消重点地区の対策工事を計画どおり実施されている。

令和4年9月2日の大雨に対して、関係部局や区役所と連携し適切に対応された。本件による教訓として、地域住民と防災意識の向上を目的としたリスクコミュニケーションについても

積極的に実施されたい。

今後、想定最大規模降雨によるハザードマップの作成も予定しているとのことであるが、重点地区の取組に併せて、局地的大雨に対する対策も引き続き進めていただきたい。

[危機管理対策の推進]

事故対策の強化として、1月に到来した寒波への対応によりマニュアルの見直しなどを行い、確実に災害対応力を強化されている。

また、積極的な広報により「飲料水の備蓄率」など市民の防災意識の向上に寄与している点は評価できる。

以上のことから、「安全安心なライフラインの確保」については、計画どおり取り組んだことから、4項目すべてにおいて「A（目標を達成した）」となり、着実に事業が推進していると評価できる。

【将来にむけた快適な暮らしの確保】

(畑山委員)

[川や海の水環境が良好に保たれるまちの実現]

水再生センターにおける汚水処理を、経済的かつ安定的に行うため、新たな取組も行なう中で、放流水質を維持しながら、省エネルギー・省コスト運転を推進している。

[上下水道が安定的に機能するまちの実現（施設の維持管理と更新）]

老朽化した水道管路の更新や下水道施設の改築更新や維持管理を計画通り実施し、施設の健全性を保つための取組を実施している。

更新や維持管理業務における公民連携手法の検討については、将来的な組織のあるべき姿を念頭に、業務効率化にかかる取組を推進していただきたい。

[上下水道が安定的に機能するまちの実現（持続的な企業経営）]

経営改革の取組において、浅香山浄水場跡地売却事業の計画の遅れを重く捉えた評価を行っている。

また、不明水削減の取組や建設改良・維持管理コストの削減や、収納率や水洗化率の向上などの収入確保など、その他取組については計画どおり実施したものの、浅香山浄水場跡地における課題認識と経営状況を鑑み、厳しい評価をした事は今後の評価活動においても重要な視点と言える。

計画の進捗評価にあたり、経営状況は表裏一体であることから、可能な限り双方を併せた分析ができるよう、今後も取り組んでいただきたい。

[地球温暖化対策を推進するまちの実現（環境負荷の低減）]

小水力発電設備や省エネ機器の運用により、環境負荷低減に向けた取組を推進している。

さらなる脱炭素化推進に向けた取組も検討されているが、経営上の判断基準として費用対効果の検証に加え、堺市全体の方向性や利用者ニーズも見据えた上で、取り組んでいただきたい。

以上のことから、「将来に向けた快適な暮らしの確保」については、一部取組に遅れが生じ、

6項目中1項目で「B(目標を概ね達成した)」となったが、その他取組については計画どおり取り組んだことから、概ね着実に事業が推進していると評価できる。

【しんらいを築く堺の上下水道への挑戦】

(北詰委員)

[お客さまとのパートナーシップの形成]

他部局と連携した広報の取組が GKP 主催の広報大賞においてグランプリを受賞するなど、対外的にも高い評価を得ており、事業評価が「s」となっていることは妥当である。

包括的民間委託については、「公と民がともに育つ」という方針をキーワードに取組を進められていると認識している。包括的民間委託の業務内容の見直しやモニタリング体制の強化は一つの手段、目的であるため、「公と民がともに育つ」という大きな目標を掲げ、引き続き取り組んでいただきたい。

一方で、令和3年度及び4年度に施工した工事において、不適切な対応を行っていたことが明らかとなった。これにより、利用者との信頼関係を損なう結果となったことから、施策評価は「C」と厳しい評価となった。

今回の事案を重く受け止め、再発防止のための取組を徹底することにより、職員一人ひとりの意識改革もそうだが、ガバナンスの強化を図り、利用者からの信頼回復に努められたい。

[人材育成の充実・運営体制の強化]

包括的民間委託の事業範囲の拡充するにあたっては、上下水道局における技術継承の面で問題が生じないように留意していただきたい。

人材育成に関しては、技術職員だけでなく、経営に携わる職員のノウハウの継承も留意すべき課題である。

包括的民間委託の拡充を見据えるのであれば、公と民の役割分担を踏まえたスキルの継承が重要となる。将来の業務のあり方を踏まえて適切な分担と必要なスキルの継承を検討して欲しい。

包括的民間委託の評価については、費用対効果や契約金額も大事だが、あくまで手段であり、目標である市民サービスの水準を高めることが重要。その点についても留意して取り組んでいただきたい。

[先進的な取組への挑戦]

DXの取組については、導入による業務効率にかかる効果検証だけでなく、導入した仕組みの性能分析による定量的評価も併せて推進していただきたい。DXについては、日々技術が進歩していく。今最新の技術も明日には陳腐化していることも往々にあるため、技術革新のスピードに乗って対応していただきたい。

監視型センサーの設置など不明水を減らすための取組により、有収率が向上している点については高く評価できる。

以上のように、「しんらいを築く堺の上下水道への挑戦」の3つの施策の評価は、2項目で「A」となっている一方で、1項目で「C(目標を達成しなかった)」という厳しい評価となっている。利用者との信頼関係の構築の面で課題を残す結果となったことから、厳しい評価はやむを得ないと考える。一方で、広報・広聴やDXなどの分野において積極的な取組が行われたことについて

ては、高く評価する。

次第4 総括

(上下水道事業管理者)

堺市上下水道事業懇話会の閉会に当たり、総括ならびに、ご挨拶申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、専門的な見地から貴重なご意見・ご指摘を賜り、感謝申し上げます。

今年度の懇話会では、令和4年度上下水道事業に加えて、上下水道ビジョンの計画期間全体の総括についても、限られた時間の中ではあったが活発な議論をいただいた。

大変有意義な懇話会になったと感じている。改めて御礼を申し上げます。

まず経営分析については、数期に渡って経営診断を実施し、評価手法や経営指標の継続性が保たれていることや、客観性・透明性の確保に取り組んでいることについて、ご評価をいただいた。

また、短期的視点と中長期的視点の両面から経営状況を分析することに加えて、カーボンニュートラルなど社会的な要請課題や、物価高対策としての料金減免度など、経営を取り巻く様々な要因についても見据えて、経営のあるべき方向を見極める必要性をご指摘いただいた。

計画評価においては、市民の皆さまの安全・安心の確保に繋がる施設や、設備の耐震化、浸水対策について、引き続き積極的に取り組むべきとの意見をいただいた。

先日も梅雨前線の影響によって、東北地方をはじめ全国各地で大きな浸水被害等が発生した。近年、大規模な風水害や地震の被害が相次いでいる。

ライフライン事業者として、限られた財源のなかで優先順位を定めて、ハード整備を計画的に進め、防災対応力の強化（ソフト対策）との両輪で対策を講じていく。

経営状況の分析結果と計画評価の連動性についてもご意見をいただいた。

本年4月から開始した新たな経営戦略における計画評価の在り方として、今般いただいたご意見も踏まえて検討していきたいと考えている。

最後に、令和3年度及び4年度に発注した水道工事に関する不適切事案への対応については、今般、私をトップとする組織改革等推進委員会を設置した。

今後、上下水道局をあげて法令順守や公正・公平な事業運営を確保するため、ガバナンス強化をはじめ、組織風土や職員の意識改革に取り組み、利用者からの信頼を取り戻すことができるよう、強い決意で、全力で取り組んでいく。

最後に、今後も、上下水道局に対しまして、温かいご指導・ご鞭撻を賜るよう、よろしくお願ひする。

次第5 閉会